

連合鳥取「2020年度政策・制度要求」と鳥取県からの回答

	連合鳥取の要請事項 2019.8.19 (月) 提出	ー鳥取県ー 要望に関する現状・背景等 2019.11.14 (木)	ー鳥取県ー 対応案 2019.11.14 (木)	担当部局
1	鳥取県経済の好循環にむけて (1) まち・ひと・しごと創生法における「鳥取県元気づくり総合戦略」において産業・雇用政策の実効性を確保するため、「産・官・学・金・労・言」等による推進組織のもと、個別施策のチェック・見直しが確実に実施されるよう取り組まされたい。	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県元気づくり総合戦略の推進に当たっては、県民総参加の下、毎年、PDCA サイクルを回し進めることとしており、その推進・検証組織として、県内の「産官学金労(=連合鳥取)言」等による「鳥取創生チーム拡大会議」及び「圏域別創生チーム会議」(東・中・西部)を開催している。 ※本年度は8~9月に圏域別創生チーム会議を開催済。 1月に鳥取創生チーム拡大会議を開催予定。 国においては、今年度は第1期総合戦略の最終年であり、第1期の総仕上げと併せて、6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」で示された方向性等に沿って、現在と将来の社会的変化を見据えながら、12月中の第2期総合戦略の策定に向けて検討作業が進められている。県版総合戦略も最終年であり、国の第2期総合戦略を勘案し、切れ目なく改訂する必要がある。 	県内の産官学金労言等と連携・協働した個別施策の効果検証を実施するとともに、いただいた御意見を県の次期総合戦略に反映させることにより、引き続き、産業・雇用など本県地方創生のより一層の強化充実を図っていく。	令和新時代創造本部 (新時代創造課)
	(2) 中小企業の事業革新や新陳代謝に必要な設備投資支援を拡充し生産性向上をはかるとともに、産業界と教育機関等が連携し中核的人材の確保と育成や技能・技術の伝承の充実、支援を行われたい。	<ul style="list-style-type: none"> 県版経営革新総合支援事業において、県内企業の新たな取組(経営革新)や生産性向上に資する取組を支援してきた。また、令和元年7月には生産性向上や働き方改革等の企業の成長を応援する鳥取県産業成長応援条例を制定したところ。 平成30年に設けた「鳥取県産業人材育成強化会議」において県内の各産業界のニーズを把握した上で、平成31年1月に「鳥取県産業人材育成強化方針」を策定し、各分野における産業人材育成強化策を推進している。また、若年者を対象とした集合訓練・企業実習により正規雇用を促進する取組や若年建設技能者の育成を図る訓練の実施等を通じて、技能や技術の承継を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係機関と連携して県内企業の経営革新、生産性向上及び働き方改革等への挑戦を支援するとともに、経営課題全般へのきめ細かな支援を行っている。 産業人材育成の強化策の具体化を進めるとともに、地域や産業界から求められる人材の長期的な育成・確保を図るため「高校卒業後の職業教育機関の在り方」について調査検討を行う。 商工団体、支援機関、高等教育機関、行政機関が連携して構築する「鳥取県産業人材育成プラットフォーム(仮称)」を通じて在職者の人材育成機会の充実も図っていく。 	商工労働部 (企業支援課、産業人材課)
	(3) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、企業間における公正かつ適正な取引関係の確立に向けた取り組みを推進されたい。	<ul style="list-style-type: none"> (公財)鳥取県産業振興機構に「下請かけこみ寺」を設置し(国委託事業)、中小企業の取引上の悩みや企業間取引や下請代金法などに係る相談に対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> (公財)鳥取県産業振興機構において、中小事業者の取引上の悩みに関する相談・アドバイスを行う「下請かけこみ寺」を設置しており、引き続き企業の相談対応を行っていくこととしている。 	商工労働部 (産業振興課、企業支援課)
2	雇用の安定と公正な労働条件の確保について (1) 過労死問題や労働法をないがしろにするいわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」の問題等に適切に対処するために、労働相談の支援や労働講座の開催など、労働行政の充実・強化(特に「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策)をはかられたい。 また、職場生活を通じた自己実現をはかる観点から、雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」である。非正規労働者の処遇改善や労働環境の整備に加え、非正規雇用から正規雇用への転換策を促進されたい。	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)の労働雇用相談員が県内の高校等を対象に実施している「出前セミナー」において、働く時の基本ルールやトラブルの対処法などについて説明を行い、労働教育を推進している。 <H30年度 出前セミナー実績: 7件、参加者 370名> 鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)では、ハラスメントを含む労働者からの各種相談に応じているほか、職場のコミュニケーション等をテーマにした「労働セミナー」を開催している。 <H30年度 労働相談件数: 2,981件 労働セミナー: 18回開催、参加者 725名> <H30年度 職場環境改善社内研修講師派遣: 72件 うちハラスメント関係の研修を行った事業所: 26件> 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)が実施する若年者を対象にした「出前セミナー」や「労働セミナー」を経済団体等の協力も得ながら、広報を行い、引き続き労働教育を推進する。 また、県立ハローワークにおける求人相談、企業向け人材確保支援等を通じて、処遇改善や正規雇用化などを働きかけるなどにより、とっとり働き方改革支援センターと連携して県内企業の働き方改革を進める。 	商工労働部 (とっとり働き方改革支援センター、県立ハローワーク)
	(2) 県が誘致した企業や助成金を交付した企業、およびハローワークが紹介した企業が労働法違反した場合の対応策の強化をはかられたい。悪質な企業には県独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳正な対策を講じられたい。	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地事業補助金又は産業成長応援補助金を交付した企業が、事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該補助に係る認定を取り消すと同時に、補助金返還を求めることができる規定を、鳥取県企業立地等事業助成条例及び鳥取県産業成長応援条例に設けている。 上記に該当するかどうかは、事業完了からの経過期間、違反の悪質性や是正状況・再発防止策等を総合的に判断し、慎重に補助金返還を決定することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業に重い責めがあり、影響が重大であると判断した場合は、事業認定及び交付決定を取り消し、補助金返還を求めることができる規定を既に設けている。これに基づき、個々の事案の事実確認を慎重に行い、適切かつ厳正に対応する。 	商工労働部 (立地戦略課、雇用政策課、県立ハローワーク)
3	働く者のための実効性ある働き方改革の推進について (1) 地域の雇用を守り、働く者が安心して働き続けられる環境を整えるためにも、高度プロフェッショナル制度や解雇の金銭解決制度をはじめとした働く者の雇用環境を悪化させる労働法制の改悪阻止に向け地方としても取り組まされたい。	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革関連法のうち高度プロフェッショナル制度の導入については、平成31年4月に開始された。 国の調べによると、平成31年4月の同制度の開始後、6月末時点での対象者は、全国で321人となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働関係法令の制定・改正については、国で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。 	商工労働部 (とっとり働き方改革支援センター)

	<p>(2)「働き方改革」の取り組みについて、雇用形態間における均等均衡待遇原則や長時間労働の是正に向けた時間外労働の法制化がされた。痛ましい過労死を防ぎ、誰もが希望を持って、仕事と生活を両立できる社会に向け、あるべき働き方を追求し、社会全体で労働時間を最適化していく取り組みである。</p> <p>「働くこと」に関する政策は、労使が現場実態を踏まえた議論を尽くし、立案・決定・実行される政策決定プロセスが極めて重要である。県においても、気運の醸成をはかるとともに個別具体的な制度設計の策定に取り組まれたい。また、施行が2024年4月とされている、自動車運転業務、建設事業、医師等についても、特段に配慮した施策を展開されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県では、平成30年4月に働き方改革を支援する「とっとり働き方改革支援センター」を開設し、専門家派遣による助言及び就業規則等整備支援、事例発表会による普及啓発、課題解決セミナー及び個社支援、補助・融資等により、県内中小企業の働き方改革を推進している。 国でも「働き方改革サポートオフィス鳥取」を設置し、働き方改革関連法への対応、従業員の定着や賃金引上げなど、企業からの働き方改革全般の相談に応じている。 加えて平成31年3月11日に、働き方に対する意識啓発、36協定の締結と適切な運用が行われるよう連携して取り組むため、県・日本労働組合総連合会鳥取県連合会・鳥取県経営者協会の三者で共同宣言を実施した。 <p><自動車運転業務></p> <p>時間外労働の上限規制が2019年4月から導入されるが自動車運転の業務については上限規制の適用が猶予され、2024年4月から適用される。ただし、原則は年間360時間が上限であるが、自動車運転の業務については、上限時間は年間960時間とされている。</p> <p>現在、タクシー、バス、トラック事業の運転手不足が課題となる中、日本バス協会及び全国ハイヤー・タクシー連合会においてそれぞれ働き方改革の実現に向けたアクションプランを策定されているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全日本トラック協会は、「働き方改革実現に向けたアクションプラン」を作成しており、鳥取県トラック協会においても、同プランに基づき、県内トラック事業者に対して働き方改革実現に向けて、労働生産性の向上、運送事業者の経営改善、適正取引及び人材育成の推進に取り組んでいる。 <p><建設業></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設産業は、労働者の減少と高齢化が進み、今後さらなる労働力の減少が避けられない状況にあり、時間外労働の罰則付きの上限規制が適用されるなど、長時間労働の是正を図る「働き方改革」の取組を推進する必要がある。 <p><医師></p> <p>平成27年4月1日に県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、商工団体や国の「働き方改革サポートオフィス鳥取」と連携して、専門家派遣やセミナー等により、県内企業の働き方改革を促進していく。 三者共同宣言を受け、三者及び県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会で、令和元年12月16日に「働きやすい鳥取県推進シンポジウム」を開催する。 <p>公共交通の運転手不足が課題となっていることから県では、昨年度、タクシー事業者等を対象とした女性ドライバー採用セミナーや女性ドライバー確保支援補助金を実施するとともに県中部を会場にして国、県、交通事業者が連携してバス・タクシー事業の運転業務の内容をPR・事業者との個別面談・バス、タクシーの運転体験などの「公共交通担い手確保セミナー」を実施したところ。</p> <p>今年度は、昨年の中部に引き続き東部・中部・西部の県内3か所を会場にドライバー担い手確保セミナーを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県から鳥取県トラック協会へ補助金拠出している運輸事業振興助成事業を活用しながら、事業者向けのセミナー開催、高齢者、若者及び女性の雇用に向けた人材獲得等の取組を通じて、運送業界の働き方改革に対応していく。 <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県においては、工事現場の週休2日工場の試行や、年間を通して施工時期を平準化する等の長時間労働を是正する取組を行っている。また、ICTを活用した生産性の向上の取組等を実施しており、引き続き現場環境の改善等の「働き方改革」の取組を推進していきたい。 <p>県医療勤務環境改善支援センターにおいて、2024年度から改正法が適用される医師の働き方改革を進めるため、制度改正の説明会を昨年度開催したほか、医療機関の求めに応じて助言指導を行うこととしている。</p>	<p>商工労働部 (とっとり働き方改革支援センター)</p> <p>地域づくり推進部(地域交通政策課)</p> <p>商工労働部 (通商物流課)</p> <p>県土整備部 (県土総務課)</p> <p>福祉保健部 (医療政策課)</p>
<p>4 若者等の就労支援について</p> <p>(1)適切に就職情報を提供できる仕組みの構築やキャリア教育の推進、ワークルールの遵守などを通じて、すべての若年者に良質な雇用機会を提供し、きめ細かな就労支援を強化されたい。</p> <p>また、国、学校、労使団体等と連携し、UIJターンを含めた地域での就職を積極的に支援するため、地域での人材育成をはかるとともに、若者が活躍できる場の確保に向けた取り組みを進められたい。</p> <p>加えて、行政や経営者団体、連合とも連携しつつ、地域の労働組合のない企業で働く若者に対する相談窓口や、労働法教育の機会、早期離職防止(高卒3年で40%離職)に向けた若者の交流機会の確保に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の就労支援やIJUターン就職等を促進するため、県立ハローワークを平成29年7月に米子・境港・東京・関西に設置したのに加え、平成30年4月に倉吉、6月30日に鳥取に開設して全県体制を構築し、若者の就職活動応援や就職情報の提供を行っている。 若者の県内就職や定着のために、大学生を対象としたインターンシップを産官学が連携して実施。(H30年度夏季275名、春季151名) 高校生のキャリア教育として企業経営者や若手社員から県内企業の魅力を伝えたり、企業見学などを実施している。(H30年度実績:6校) また、教員向けの企業見学会を開催し、生徒により身近な教員が企業を知る取組を実施している。 労働の基礎的な知識やルール等まとめたハンドブック「THE社会人」を、県内の高校3年生全員に配布し、労働法教育の教材を提供している。 鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)の労働雇用相談員が県内の高校等を対象に「出前セミナー」を実施し、働くときの基本ルールやトラブルの対処法などについて説明を行い、労働教育を推進している。 <p><H30年度 出前セミナー実績:7件、参加者370名></p>	<ul style="list-style-type: none"> 県と鳥取労働局は、平成29年6月に「鳥取県雇用対策協定」を締結し、県立ハローワークの開設及び運営の支援、若者・学生の県内就職、女性の活躍、IJUターン等の支援を連携して推進していくこととしており、引き続き、関係機関と連携しながら、若年者の就労支援に取り組んでいく。 従来の無償型インターンシップに加えて30年度から長期有償型インターンシップを実施。高校生の企業見学などを引き続き行うなどして県内企業の魅力を発信し、キャリア教育の充実を行うこととする。 鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)での労働相談対応や、「THE社会人」の配布及び出前セミナーの開催を継続する。 	<p>商工労働部 (雇用政策課、県立ハローワーク、とっとり働き方改革支援センター)</p>	
	<p>(2)中小企業への就職者については、一部の自治体で奨学金返還の軽減・免除の取り組みが行われており、鳥取県でも奨学金の返還支援制度基金の団体が設置されているが、全国的に見ても利用実績はまだ少なく制度活用の推進が行われたい。</p>	<p>本県では、若者の県内就職及び地域の中核企業等を担うリーダー的人材の確保を目的に、人材不足が著しい県内の対象業種に就職する大学生等に対し、奨学金返還額の一部を助成する「未来人材育成奨学金支援助成制度」を、全国に先駆け平成27年度に創設。業界団体の協力を得ながら、順次対象業種を拡大しており、認定者数・交付決定者数ともに増加している。</p> <p>札幌市が本年5月に実施した「奨学金返還支援に関する実態把握調査」によると、奨学金返還助成制度を実施している自治体は全国で32府県1政令市あり、その中でも本県の認定・交付実績は上位である。</p> <p>また、県政だよりや新聞広告、就職情報を希望する大学生</p>	<p>既存の広報ツールを活用した制度周知を継続して実施するとともに、今年度開発する若者向けアプリや鳥取県学生等県内就職強化本部会議関係団体等を通じた情報発信、報道機関・学校等への働きかけにより更なる制度周知を図る。</p>	<p>交流人口拡大本部(ふるさと人口政策課)</p>

		及び保護者への情報発送（登録者約 2,000 件）、成人式でのチラシ配付、県内外の教育機関等でのチラシ配架等により活用推進を図っている。 <対象業種（年度別）> H27～ 製造業、IT企業、薬剤師の職域 H28～ 建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業を追加 H29～ 民間の保育士・幼稚園教諭を追加 H30～ 農林水産業を追加 <認定者数>…536人（H27～30年度実績） 【年度別内訳】 H27…100人、H28…116人、H29…146人、H30…174人 ※予算上の認定者枠…180人/年 <交付決定者数>…261人（H27～30年度実績） 【年度別内訳】 H27…4人、H28…72人、H29…87人、H30…98人		
5	男女平等の視点に立った 社会制度・慣行の見直しについて (1) 政府の第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を30%にする」目標の達成に向けて、ポジティブ・アクションを加速させ、地方公共団体が設置する防災・復興会議や災害時の避難所の運営に関する会議など、あらゆる意思決定の場への女性の参画の拡大をはかられたい。	・審議会などの政策・方針決定の場への女性参画が進むよう男女共同参画センターにおいて人材情報や学習機会を提供するとともに、鳥取県男女共同参画推進条例第14条に規定する情報の収集・分析に基づき、県内市町村の男女共同参画に関する情報収集・公表を行っており、こうした取組を通じてあらゆる政策・方針決定の場への男女共同参画も働きかけている。 なお、同条例第12条の規定に基づき、附属機関の委員の構成は男女別の委員の数が均衡するよう努めている。 (H30.4.1現在) 審議会の女性割合 県：45.1%、市町村：31.4% 防災会議の女性割合 県：43.1%、市町村：14.7%	政策方針決定の場への女性参画が進むよう情報や学習機会を提供するとともに、県の審議においては、引き続き男女いずれかが4割を下回らないよう努める。また、市町村においても取組が進むよう審議会などの女性登用に向けた情報収集・分析や人材情報の提供に努める。	令和新時代創造本部 (女性活躍推進課)
	(2) 男女があらゆる分野で、個性と能力を発揮して活躍できるよう、女性の参画が進んでいない業種や中小企業へ女性の就業と定着を推進するための設備や職場環境の整備を支援されたい。	・本県では女性活躍推進計画において「女性がやりがいを持ち活躍できる環境整備」と「女性が安心して働き続けられる環境整備」を柱とし、官民一体の女性活躍推進主体「女星活躍とっとり会議」をエンジンとして女性活躍に取り組んでいる。 ・女性がキャリアプランを描き、個性と能力を発揮して活躍できるよう、女性の入職の少ない業種その他、様々な分野の県内企業で活躍する女性ロールモデルを紹介し、交流の場を提供するとともに、ステップアップに必要な能力開発を行うセミナーなどを実施し、女性のキャリア形成を支援している。 ・また、男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組む「男女共同参画推進企業」、女性活躍のための行動計画を策定し、人材育成や環境整備に取り組む「輝く女性活躍パワーアップ企業」、育児はもちろん介護と仕事の両立を応援する「イクボス・ファミボス宣言企業」の拡大に取り組むとともに、「輝く女性活躍パワーアップ企業」が策定した行動計画の実践に必要な環境整備等に係る経費支援を通じて、女性の職域拡大と定着を推進し、女性がやりがいを持ち活躍できるよう支援している。 男女共同参画推進企業 794社 (R1.10.30現在) 輝く女性活躍パワーアップ企業 227社 (R1.10.30現在) イクボス・ファミボス宣言企業 536社 (R1.10.30現在)	引き続き、官民一体の「女星活躍とっとり会議」を推進主体とし、男女ともに働きやすい職場環境づくり、女性活躍の取組を推進していく。	令和新時代創造本部 (女性活躍推進課)
	(3) 今年5月に法制化されたパワーハラスメント防止措置やハラスメント責務規定など、新たなハラスメント対策について周知徹底を行うとともに、2019年6月のILO総会で採択された「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約案の内容を踏まえ、職場におけるあらゆるハラスメントへの一元的な相談対応など、ハラスメントのない就業環境の整備に向けた取り組みを推進されたい。	・令和元年5月29日に労働施策総合推進法が改正され、パワーハラスメント防止策が義務付けられた。具体的な防止策を示す指針については、現在、国で議論されており、決定次第、国が各県で説明会を行う予定とされている。 ・鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）において、ハラスメントを含む労働者からの各種相談へ対応しており、相談員の助言・必要に応じた関係機関の紹介により、解決を図っている。	・引き続き、専門家派遣による助言等により、職場環境の整備等を支援していく。	商工労働部 (とっとり働き方改革支援センター)
	(4) 教職員、警察官、婦人相談員、人権擁護委員、民生委員、児童委員等の対応者に対し、セクシュアル・ハラスメントや配偶者からの暴力、つきまとい	・県教育委員会では、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産、育児又は介護に関するハラスメントをはじめとした幅広いハラスメントに対応するとともに、法律改正を反映し策定した「鳥取県教育委員会ハラスメント防止要	・労働者に対するハラスメント防止策については、国での議論を注視しながら、国と連携して対策の周知を図りたい。 ・また、令和元年5月に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律については、同法律案の審議過程において、「フリーランス、就職活動中の学生、教育実習生等に対するハラスメントを防止するため、男女雇用機会均等法等に基づく指針等で必要な対策を講ずること」等の付帯決議がなされており、指針の策定等に係る国の動きを注視するとともに、令和元年11月に開催した県内の行政、高等教育機関、経済団体等をメンバーとする連絡会議において、就職活動中の学生に対するハラスメント防止対策に関係機関で連携して取り組んでいくこととした。 ・相談については、引き続き、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）でも対応する。	商工労働部 (とっとり働き方改革支援センター、雇用政策課)
		・ハラスメント防止に係る「教職員に係るハラスメント防止のしおり」等の関係資料を各所属へ送付し、所属の研修の勧奨を行ったり、ハラスメント対策担当者研	教育委員会 (教育総務課、いじめ・不登校	

	<p>行為、児童虐待、LGBT や性的指向・性自認等 (SOGI) に関する理解を深めるため、研修の実施や最新の情報提供を行われたい。</p>	<p>綱」に基づき、ハラスメントの未然防止に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、人権学習講師派遣事業で、希望する学校の教職員に対し「デート DV 予防学習会」を行ったり、指導主事等を派遣して、子どもの人権や性的マイノリティの教職員研修を行うなど、教職員の理解を深める取組を行っている。 児童虐待については、市町村教育委員会及び学校に対して、「教育相談体制充実のための手引き」を周知し、早期発見・早期支援に重点を置いた学校体制づくりを進めることで、虐待を含めた児童生徒に係る様々な課題の早期発見・早期対応の取組を進めているところである。また、平成31年3月には「ケース会議マニュアル」を作成し、児童虐待への対応におけるポイントを示している。 <p>DV及び児童虐待に関する相談対応は全国的に増加傾向にある。</p> <p><県内のDV及び児童虐待の相談対応状況 (H30年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> DV相談対応件数 1,137件 (対前年213件増) 児童虐待通告件数 422件 (対前年41件増) <p>※県内では年度により増減はあるものの、DV相談は年間約900件前後、児童虐待は400件前後の相談対応で推移。</p> <p>民生委員・児童委員については、県域、市町村域ごとに研修を実施し、各種虐待等に関する理解や知識習得に努めている。また、県からも必要に応じて情報提供を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3年毎の一斉改選時に開催する新任民生委員研修や、市町村民生児童委員協議会が行う研修において、県職員が各種虐待対応を含む地域福祉施策について説明している。 市町村民生児童委員協議会へ性的マイノリティの人権に関するパンフレットを配布している。一部市町村においては外部講師を招き性的マイノリティに関する研修を実施している。 <p>警察本部においては、セクシュアル・ハラスメントを始め、各種ハラスメント防止のための要綱を策定し、職員への周知徹底を図るなど、ハラスメントの防止に努めているほか、配偶者からの暴力、つきまとい行為、児童虐待についても、警察庁からの通達や、関係機関と交換した情報等を部内職員に対し随時提供しています。</p> <p>また、LGBT等性的マイノリティに関する理解を推進するため、知事部局で開催される研修会等の機会を捉え、参加を促す等の取組を進めています。</p>	<p>修会や管理職向けの研修会を実施したりすることにより、引き続き職員の啓発に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、「性的マイノリティに関する教職員向け指導参考資料」を今年度内に刊行し、今後も教職員の理解を深める取組を行っていく。 児童虐待については、学校及び教育委員会における虐待の発見や対応について示した本県独自の「虐待対応マニュアル」を作成するとともに、市町村教育委員会や学校管理職等を対象とした、虐待対応に係る理解を図るためのロールプレイ等を含めた研修会を開催する予定である。 <p>DVや児童虐待への対応力を高めるため、DV及び児童虐待に関する相談に対応する関係機関向けの研修を積極的に開催する。研修実施にあたっては、近年、DV、児童虐待ともに対応が難しい事案が増えているため、より実践的内容の研修実施に取り組む。</p> <p>また、DV及び児童虐待ともに全国共通の啓発月間である11月に、従前から街頭活動等の各種啓発活動を集中的に実施しているが、これらの啓発活動への参加を各関係機関にも呼びかけ、啓発活動を通じてDVや児童虐待への理解を深めてもらうことにも取り組む。</p> <p>各種虐待対応のほか、セクシュアルハラスメント、性的マイノリティ等に関する研修についても、県民生児童委員協議会を通じて実施するとともに、各市町村民生児童委員協議会にも実施を働きかける。また、県からも引き続き必要な情報を提供していく。</p> <p>今後とも、関係機関との連携・情報共有を図りながら部内の取組推進を継続するとともに、平成28年度に策定した第4次男女共同参画基本計画に基づいた取組を進めます。</p>	<p>総合対策センター、人権教育課)</p> <p>子育て・人財局 (家庭支援課)</p> <p>福祉保健部 (福祉保健課)</p> <p>県警本部 (警務課)</p>
6	<p>障がい者雇用について</p> <p>障がい者の法定雇用率について、2018年4月に2.2% (地方公共団体は2.3%) に引き上げられた。今後、障がい者に対する理解・思いやりを深める活動に加え未達成企業はもちろん行政機関および関係団体に対して、受け入れに携わる人材の育成などの働きかけや設備改善および職場環境改善の支援を強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法定雇用率は2021年 (令和3年) 4月までに2.3% (地方公共団体は2.6%) への引き上げが決定済み。 鳥取労働局と連携し「障がい者仕事サポーター養成講座」等を開催するなど障がい者雇用への理解を図っている。(H30年度 集合講座7回・319人、出前講座886人) 併せて国等の設置分を含め雇用主と障がい者の仲立ち・助言等を行うジョブコーチ (職場適応援助者) を県内9箇所に設置し障がい者雇用支援を行っている。 また県では、障がい者雇用アドバイザーを設置し企業トップ等に障がい者の新規雇用の働きかけを行っている。 他の事業所の職員等の支援を行う訪問型ジョブコーチを養成する社会福祉法人等に旅費を助成している。(H30年度 2団体・2人分を助成) 企業が内部に設置するジョブコーチの講習会を受講させる旅費を半額助成している。(H30年度 2団体・2人分に助成) 障がい者雇用の特例子会社の設立や障がい者を5人以上雇用するための施設・設備整備への助成を行っている。(H27から現在まで3社で活用・20人を新規雇用) <p>(参考)</p> <p>労働局発表の民間企業障害者雇用状況 (H30.6.1現在、障がい者雇用義務のある企業等のみ集計)</p> <p>民間企業障がい者雇用率 2.22%</p> <p>法定雇用率達成企業割合 56.5%</p> <p>障がい者就業者数 1,402.5人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き労働局と連携し「障がい者仕事サポーター養成講座」等を実施し障がい者への理解促進を図る。(サポーター養成講座:R1年度9回実施予定) 国等の設置分を含め、ジョブコーチを県内福祉施設等9箇所に17名設置し雇用支援を実施する。 障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問を行い、障がい者雇用の働きかけを行う。 特例子会社の設立や障がい者を5人以上雇用するための施設・設備整備の設置に要する費用の助成を行う。 障がい者雇実態調査 (令和元年度実施) の結果を踏まえ、職場定着・離職防止に向けた取組を進める。 	<p>商工労働部 (雇用政策課)</p>
7	<p>子育て支援の充実に向けた</p>	<ul style="list-style-type: none"> 休日保育施設数[R1] 7か所 	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設の整備や、病児保育など地域子 	<p>子育て・人</p>

<p>環境整備について 市町村と連携し、年間を通して待機児童ゼロ政策の推進をはかられたい。</p> <p>(1) 2020年度からの子ども・子育て支援事業計画の検討に際しては、指針の趣旨にそって必要な支援の量的拡大と実質的改善を図れるよう、支援を必要としている人のニーズを反映できる適切なニーズ調査（現在は一般的に保育所入所児の親に一律的にアンケート等を行っており、支援を必要としているニーズが出てこない場合もある）を実施し、地域子ども・子育て支援事業計画の検討に際し、休日保育や夜間保育、病児・病後児保育および企業事業所内保育等、ニーズにもとづいた保育施設の整備充実をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育施設数[R1] 24か所 ・保育施設の定員数（認可外含む）[H27～]2,507人増 	<p>ども・子育て支援事業の実施については、住民ニーズを踏まえた子ども・子育て支援事業計画を市町村が定め、計画的に実施している。今年度の改訂作業で適切にニーズ調査を実施していただき、市町村が必要と認める事業・施設整備について支援していく。</p>	<p>財局（子育て王国課）</p>
<p>(2) 保育人材の確保が困難な状況が続いており、そのための対策は極めて重要である。</p> <p>保育士としての資格を有していながら保育施設に従事していない方へ、2018年8月に鳥取県が行った「保育人材確保のためのアンケート調査」では、従事していない理由に「賃金と希望が合わない」「仕事の責任の重さに不安がある」とする回答が多い。</p> <p>このため、保育人材の確保・定着に向け、保育士の賃金・労働条件等処遇改善、また離職防止に向けて働き続けることができる職場づくりのための施策を推進されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内保育所等における勤続年数（H30年度） 職員1人あたりの平均勤続年数：11.8年 職員の平均勤続年数12年以上の施設：50.6% ・技能・経験に応じた処遇改善 認定率（H30年度）79.8% ・県内における保育士と他職種との年間給与額の比較（H30年度賃金構造基本統計調査） 全業種平均：3,899千円 保育士：3,213千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度より国において制度化された保育士の技能・経験に応じた処遇改善については、各施設に呼びかけ、確実に実施するよう働きかけた結果、認定率が8割弱まで上昇した。更なる制度の活用を促していく。 ・自治体独自の取組として、低年齢児加配の実施による保育士の負担軽減、職場の定着向上に向けたエルダー制度の普及推進、現職保育士の相談窓口開設など、現職の離職防止の取組を進めていく。 	<p>子育て・人材局（子育て王国課）</p>
<p>(3) 保護者のニーズを反映した複数年の育児休業取得が可能となるよう、企業等の雇用環境整備の支援をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが満1歳になるまでは、母親、父親のどちらでも希望する期間を休業でき、次のとおり期間の延長も可能である（育児・介護休業法）。 ①保育所に入れない等の理由がある場合は1歳6ヶ月まで延長 ※平成29年10月から最長2歳まで延長 ②父母とも休業すれば1歳2ヶ月まで延長 ・また、県では、男性従業員の育児休業取得率が5.6%と女性従業員の育児休業取得率（69.8%）に比べ大幅に低いこと等の状況を踏まえ、男性従業員に育児休業（5日以上）取得させた事業主に対し奨励金を交付することにより、育児休業の取得を促進する企業の取組を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親の介護を必要とする世代である上司や先輩従業員が介護等で休暇等を取得する環境ができれば、若手従業員が育児休業を取得しやすい職場づくりが進むことも期待でき、さらには、近年の晩産化の進行に伴い、ダブルケア（子育てと親等の介護を同時に行う状況）の問題も生じつつある女性の負担の軽減を図るため、これまでの育休取得を促進する企業の取組に対し、介護休業の取得を促進する企業の取組に対しても、奨励金を交付して支援している。 	<p>子育て・人材局（子育て王国課）</p>
<p>(4) 上記とは逆に、早期の職場復帰を希望する人のために生後1年未満の子どもを受け入れる保育園と保育従事者の確保を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度中途の待機児童数（10月1日時点） H29：116人 H30：103人 ・0歳児の保育所等入所児童数（入所率） [H22]1,194人（25.9%） ⇒ [H30]1,302人（30.4%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度中途の待機児童ゼロを目指し、保育所、認定こども園、3歳未満児を対象とした小規模保育事業所を含む認可施設の施設整備について、4年間（H27～30）で1.7千人の受け皿を整備した。引き続き必要な保育の受け皿拡大を進めていく。 ・県・市町村による加配等の実施と併せて、確実な処遇改善に繋がるよう取り組むとともに、鳥取県保育士・保育所支援センターによる有資格者と施設とのマッチング、未来人材育成奨学金支援制度や保育士養成校向け修学資金による進学支援などの取組を組み合わせることで、市町村・事業所による保育士確保を支援していく。 	<p>子育て・人材局（子育て王国課）</p>
<p>(5) 学童保育は、地区の保護者会が主体となって運営していることから設置されていない地区もある。さらなる受け入れ態勢支援の充実をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブについては、共働き家庭の増加をはじめとした利用ニーズの高まりにより、利用児童数、クラブ数ともに年々増加している。 ・クラブの施設整備については、国の補助制度を活用しながら、実施主体である市町村が、地域の実情に応じて進めているところ。 (県内のクラブの新設状況) ○H29年度：5クラブ（7支援単位） ○H30年度：2クラブ（2支援単位） ○R1年度：7クラブ（8支援単位） (鳥取県内の放課後児童クラブ待機児童数) ○69人（R1.5.1現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備については、市町村が国制度を活用する場合に、負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3により、また、待機児童解消のための整備の場合は、国2/3、県1/6、市町村1/6により市町村の取組を支援し、受入充実を図っているところであり、引き続き市町村と連携し、仕事と子育ての両立ができる環境整備を図っていく。 	<p>子育て・人材局（子育て王国課）</p>
<p>(6) 加えて、保護者の要求のみに目を向けるのではなく、子どもの立場に立った保育の質の向上策にも取り組まれたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な保育士不足を背景に、国の省令改正により保育所等における保育士等の配置基準の弾力化が可能となった。これに伴い、本県においても平成28年6月に条例を改正し、保育士の労働条件の緩和と年度中途の待機児童の解消を図っている。 (県内における弾力化の実施状況[H31.3]) ○実施施設数 61施設 ○実施施設における保育士以外の配置人数 145人 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度末に到来する弾力化の適用期限については、保育士不足の状況を鑑み、令和7年度末まで延長するよう条例を改正した。引き続き、弾力化により配置される者に研修の受講を義務付けし、保育の質の低下につながらぬよう条例で本県独自に規定し取り組んでいる。また、今年度末に到来する弾力化の適用期限につ 	<p>子育て・人材局（子育て王国課）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・県独自に従来から取り組んでいる加配により、保育の質の向上と併せて処遇改善を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ○1歳児加配：国基準（6:1）を上回って保育士等を配置（4.5:1）する施設に対して助成 ○障がい児加配：市町村が特別な支援が必要と認めた子どもに対し、保育士等を配置する施設に対して助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・いても、保育士不足の状況を見極めながら必要な年限の延長に留めるよう検討を進めている。 ・県独自の加配実施を継続するとともに、国においてさらなる財源を確保し、保育の質の向上が着実に図られるよう国に対して要望していく。 	
	<p>(7) 消費税率引上げ時の2019年10月1日から3歳から5歳までの子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化される。このことを踏まえ、更なる保育料の低減策にも取り組まされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成6年より、保育所等における第3子以降の保育料軽減について、年齢制限の撤廃など適宜内容を拡充しながら実施しており、平成26年度からは、中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施し、人口減少の著しい中山間地域の定住促進を支援している。 さらに、平成27年9月からは、第3子以降の保育料無償化、平成28年度からは無償化の対象を第2子の一部まで拡充したところ。 <自然保育を行う施設（いわゆる「森のようちえん」）> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県は、県の基準に基づき地域資源を生かして自然保育を行う施設に対して、県独自に保育料軽減の支援をしてきた。 <ul style="list-style-type: none"> ○第3子以降の保育料無償化 ○第1子と同時在園の場合の低所得世帯の第2子保育料無償化 ・本年10月から予定されている国の幼児教育・保育無償化においては、「幼稚園類似施設」（いわゆる「森のようちえん」）は保育認定がある児童のみが対象であり、保育認定の有無により保護者の利用料負担に差が生じることから、3歳以上で国制度の対象外となる児童の保育料軽減の支援について県制度を拡充する予定。 ○県助成額上限：25,700円/月の1/2、市町村負担任意 	<ul style="list-style-type: none"> ・新時代子育て支援のあり方検討会における有識者の意見を踏まえ、新たな経済的負担の軽減策について広く検討していく。 <p><自然保育を行う施設（いわゆる「森のようちえん」）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳以上で幼児教育・保育無償化の対象とならない児童に対する保育料軽減の支援を行うため、県制度を拡充するとともに、国に対して、地方公共団体が独自に認定・認証し、幼児教育・保育の質が一定水準以上に確保された自然保育を行う幼稚園類似施設（いわゆる「森のようちえん」）を利用する子どもも、国の負担において幼児教育・保育無償化の対象とするよう要望を行っていく。 	子育て・人材局（子育て王国課）
8	<p>外国人労働者が安心して働くことのできる環境整備について</p> <p>外国人労働者が地域住民と共生し安心して仕事と暮らしの両立ができるよう、多言語に対応した人材を配置した専門部署やワンストップ窓口を設置し、相談・支援体制を強化されたい。</p> <p>(参考) 2018年末現在の在留外国人人数</p> <p>鳥取県：4,654人 島根県：9,274人 全国：2,731,093人</p>	<p>鳥取県多文化共生支援ネットワークの下に相談窓口（国際交流財団の事務所内）を設置し、県内在住外国人、外国人材を雇用している事業者、雇用を検討している事業者等からの相談に対応。</p> <p>以下3つの相談窓口が連携するとともに、相談内容に応じてネットワーク参画機関の協力を仰ぎながら対応中。</p> <p>(1) 外国人材受入れ・共生相談窓口（県雇用政策課）</p> <p>対象者：県内の外国人を雇用している事業者、雇用を検討している事業者</p> <p>役割：在住外国人の採用、雇用、サポート等に関する相談対応、企業の課題解決に向けた支援</p> <p>相談実績：49件（開設（H31.1.15）～R1.9.30）</p> <p>(2) 鳥取県雇用サポートデスク（鳥取県行政書士会）</p> <p>対象者：外国人を雇用している県内事業者、雇用を検討している事業者、県内在住外国人等</p> <p>役割：新たな在留資格等に関する相談対応、制度周知、外国人雇用に関する相談全般、在留資格や外国人との共生に関する相談対応</p> <p>相談実績：51件（開設（H30.1.22）～R1.9.30）</p> <p>(3) 鳥取県国際交流財団相談窓口</p> <p>((公財)鳥取県国際交流財団)</p> <p>対象者：県内在住外国人</p> <p>役割：在住外国人の総合相談窓口として、来訪や電話等による様々な生活に係る相談（在留手続、医療、教育等）に対応するほか、ネットワーク参画機関との連携による各種相談への対応や必要な機関へのつなぎ等の役割を担う。（在住外国人の生活に関する各種のサポート機関）</p> <p>相談実績：102件（開設（H31.4.1）～R1.9.30）</p> <p>外国人コーディネーターの配置</p> <p>：鳥取（英語、中国、ベトナム）、倉吉（中国、ベトナム）、米子（中国、ベトナム）。非常勤のため、曜日により言語が異なるが、テレビ会議システムにより、他の事務所のコーディネーターとも相談ができる体制を整えた。</p> <p>※鳥取労働局では今年度から、労働相談窓口にて英語とベトナム語の通訳を配置し、対応中。</p>	<p>引き続き、各種相談窓口の周知に努め、外国人労働者の方を含めた外国人全体が暮らしやすいよう、共生社会の実現につとめていく。</p> <p>外国人材受入環境の整備及び多文化共生社会の実現等に向けたフォーラムを令和元年9月6日に開催した（参加120名）。</p> <p>また、企業内や支援機関で外国人材のサポートをする人材を育成するため、外国人雇用サポーター養成講座を10月9日（東部、参加80名）、11日（西部、参加70名）、開催した。</p>	商工労働部（雇用政策課）
9	<p>県内企業の紹介活動強化と誘致企業との連携強化について</p> <p>県内企業の製品・技術・サービスなどを幅広く紹介するとともに、Uターン・Iターンなどで県内企業への就職を検討されている方々への情報提供としても活用するなど、県内企業の事業拡大や人員確保に向けた取り組みを強化されたい。</p> <p>また、誘致企業に対し、県内企業との連携を強化するツールとしても活用されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)鳥取県産業振興機構において、県内企業が保有する優れた技術や製品を一覧性のあるガイドブックとして紹介している（冊子、ホームページ）。 ・(公財)ふるさと鳥取県定住機構において、県内優良企業の概要や魅力を紹介するガイドブックを発行（冊子、ホームページ）し、I J Uターン関連イベントにおいて学生や転職を考える社会人等へ積極的にPRを行っている。また、県立ハローワークでも産業人材確保を支援している。 ・誘致企業と県内企業との連携に当たっても、これらの情報を活用しながら連携を働きかけている。また、(公財)鳥取県産業振興機構が各県外本部に配置した受発注コーディネーターを中心に、県外においても県内企業の 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業の受注機会の増大を図るため、各企業がもつ優れた技術や製品を紹介した一連の情報ツールを県内外企業の連携や人材確保に活用するとともに、(公財)鳥取県産業振興機構との連携によりさらなる企業間のマッチング支援を行っていく。 ・また、I J Uターン希望者等に対しても引き続き県内就職の促進に向けた情報発信を行っていく。 	商工労働部（雇用政策課、立地戦略課）

		<p>製品・技術紹介による企業間マッチングを展開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、学生、I J Uターン希望者を対象とした県内産業や若者の活躍を紹介する情報誌を発行する等の情報発信を行っている。 		
1 0	<p>第4次産業革命における地元企業支援強化について</p> <p>超少子高齢化による労働人口の不足や継承者不足に加え、IoT・ビックデータ・AIなどの急速な普及により、あらゆる産業が大きく変化しようとしている中、県内企業は中小零細企業が多く、時代の流れに取り残されることが懸念される。</p> <p>「とっとりIoT推進ラボ」への参画企業の拡大と、「IoT・AI導入サポートセンター」による支援体制の強化をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「とっとりIoT推進ラボ」は、地域の課題解決及び地域産業の生産性向上に向けて地域及び県内事業者によるIoT等先端技術利活用を促進するため、経産省による地域認定を受け、平成29年11月設立。令和元年6月現在で90団体・企業が参画。 県内企業によるIoT等先端技術導入をワンストップで支援するため、平成30年6月、鳥取県産業振興機構に専門相談窓口「IoT・AI導入サポートセンター」を開設。併せて、同センターの支援体制充実に向けた企業OB人材育成や県内企業の現場リーダー育成のため、「IoT専門家育成スクール」を開講。 <ul style="list-style-type: none"> <受講者数>合計60名(H30:31名、R1:29名) ※企業OB:8名、企業内人材:52名 	<ul style="list-style-type: none"> 県ホームページのほか、ラボ活動で連携している支援機関(鳥取県産業技術センター、鳥取県産業振興機構)、学術機関(鳥取大学、米子高専等)や、既存のラボ参画企業等と協力し「とっとりIoT推進ラボ」への参画について働きかけていく。 今年度から「IoT・AI導入サポートセンター」に、IoT導入の前提となる企業課題の抽出・分析や、IoT機器・システムの選定・試作・実装などの取組を伴走支援する専門家派遣制度を設け、また鳥取県産業技術センターにIoT・AI・ロボット等先端技術実装支援拠点を開設(R1.12予定)するなど、県内企業への支援体制を拡充することとしている。 	商工労働部 (産業振興課)
1 1	<p>地域別最低賃金について</p> <p>すべての労働者が生活できる賃金水準を確保するため、地域別最低賃金の水準改善は非常に重要である。</p> <p>連合リビングウェイジ(単身者の最低生計費をクリアする賃金水準)では鳥取県時給換算額は880円である。経済財政運営の指針「2019骨太の方針」には、「より早期に1000円を目指す」とした方針が示された。現在の地域別最低賃金最高は、東京の985円である一方、鳥取県を含む19県では地域別最低賃金の水準が未だ800円未満であり、地域間格差が拡大している。</p> <p>鳥取県は、人口・労働力の他県への流出、産業構造の問題、教育機関が少ない等の要因がある中で、労働者、特に若者にとって希望の持てる賃金とする必要がある。</p> <p>鳥取県経済の好循環を生み出すためにも、生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業所に対する実効性ある支援策、事業者間取引条件の改善、県施策の利活用の促進などをはかられたい。</p> <p>加えて、10月発効以降、県発注の公契約で、最低賃金改定による影響が発生する場合は、速やかに是正されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金については、厚生労働省の中央最低賃金審議会において、全国平均で4年連続の3%程度のアップとなる27円引き上げの目安(鳥取県を含むDランクの最低賃金の引き上げ目安額は26円)が示されたのち、鳥取県最低賃金審議会において、鳥取県の最低賃金を790円(28円アップ)とする答申がなされ、10月5日から適用されている。 平成24年度から県版経営革新計画の支援制度を実施し、県内の経営革新に取り組む事業者の増加や県内産業の高付加価値化に寄与しているところ。平成28年度補正では「生産性向上型」を、平成30年当初予算では「働き方改革型」を創設し支援を拡充した。 →支援実績 2042件(H24.4~R1.6末、旧制度含む) ※中小企業庁、中国経済産業局及び県で県内中小企業等の振興を図るために講じる施策を、相互に連携し、総合的、効果的かつ一体的に実施することを目的とする協定を締結(H28.9.5)。 また、令和元年6月補正予算において、設備投資・IoT技術導入等による生産性向上や働き方改革等に資する取組を支援するため、関連経費を予算化(令和元年度100,000千円)。 併せて、生産性向上や働き方改革等の企業の成長を応援する条例を制定し、中小企業・小規模事業所に対する支援制度の充実を図ったところ。 	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する「地方最低賃金審議会」において慎重に議論されていると認識している。 最低賃金の引上げに向けた企業の取組を支援するため、国においては中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)制度があり、また、ワンストップ無料相談窓口も開設されていることを引き続き周知する。 最低賃金が改定される際には、改正額及び発効期日の周知に合わせて、業務委託等を行う場合には留意するよう庁内各課に通知している。 引き続き、関係機関と連携して県内企業の経営革新、生産性向上及び働き方改革等への挑戦を支援するとともに、経営課題全般へのきめ細かな支援を行っている。 	商工労働部 (雇用政策課、企業支援課)
1 2	<p>公正労働基準の確保について</p> <p>(1) 公契約条例の制定は、公共性の高い事業から劣悪な労働環境を生み出すような事態を避けるとともにブラック企業を防止する効果が極めて高いことに加え、適正な資材や賃金の支払いを通じて手抜き工事を防ぐことが、結果として公共サービスの質の向上につながりサービスを受ける県民にとっても大きな意味を持つと考える。</p> <p>ついで、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定に向け前進ある取り組みをはかられたい。</p> <p>(2) 公契約条例の制定までは、県発注業務において、そこで働く全ての労働者の賃金および労働条件の実態把握に努めるなど、適正な労働条件を確保されたい。</p>	<p>【他県の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公契約の基本理念を定めた条例 <ul style="list-style-type: none"> ・「長野県の契約に関する条例」(H26.3.20公布) ・「岐阜県公契約条例」(H27.3.24公布) ・「愛知県公契約条例」(H28.3.29日公布) ・「沖縄県の契約に関する条例」(H30.3.20日公布) ○公契約の相手方に最低賃金額以上の支払を求めた条例 <ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県公契約条例」(H26.7.10公布) ・「県が締結する契約に関する条例」(岩手県)(27.3.27公布) ○いずれの県も、「野田市公契約条例」(H21.9.30公布)のように設計単価の一定割合以上の賃金の支払を相手方に求めるものではない。 <p>【県議会での対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成21年に本県議会で公契約に関する基本法の制定を国に求める意見書が採択された。(平成21年3月25日) <ul style="list-style-type: none"> ・建設業においては、県発注工事について、適正な価格での下請契約締結、適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入の徹底といった就労環境改善に向けた取組が一層促進され、担い手の確保・育成が図られるよう、県として平成27年3月19日に「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」を策定し、その遵守を県工事の契約条件にしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金等労働者の労働条件に関する基準は、憲法の規定により労働法制の枠組の中で定められていることから、公契約においても、国が必要な制度設計を行うことが適当であると考えている。 本県では、適正な労働条件の確保等に向けて最低制限価格制度をしっかりと機能させるよう、全庁への文書通知や新たに制定した「契約事務処理要領」へ盛り込み研修等で周知徹底を図っている。 今後も国の動向や他県の状況を調査しつつ、現行制度の確実な運用に努め、適正な公契約が行われるよう取り組んでいく。 	会計管理局 (会計指導課)
			<ul style="list-style-type: none"> 県発注工事においては、「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」の的確な運用に努め、技能労働者の賃金水準等詳細調査、施工体制調査、下請取引等点検調査を引き続き実施するなど、その実効性の確保を図る。 	県土整備部 (県土総務課)

	<p>(3) 県・市・町村・自治体立病院において、「会計年度任用職員制度」が2020年4月1日施行されますが、条例・規則の整備が遅れています。総務省調査により把握された2018年度の非正規職員の実態を基に、充実した労使協議の実施と、制度導入に伴う財源確保に積極的に対応されたい。</p> <p>なお、2020年度までは、公務職場で働く、臨時職員・非常勤職員に対する労働契約法、パートタイム・有期雇用労働法の趣旨を適用した運用改善をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県においては、令和2年4月からの会計年度任用職員制度導入に向けて、職員組合と意見交換を行いながら、整備を進めてきた。 法改正により期末手当の支給等、新たに財政負担が生ずることから、国に必要な財源措置を要望している。 臨時職員・非常勤職員の休暇制度については、この4月から、有給休暇として新たに結婚休暇の制度を設ける等、適宜、必要な見直しを行っている。 <p>【国への財源措置要望の経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要望項目「地方税財源の充実・強化について」で「会計年度任用職員制度導入に伴う財源措置」を総務省に要望 平成29年度夏要望 平成29年度秋要望 平成30年度夏要望 令和元年度夏要望 	<p>9月県議会において関連条例を整備し、就業条件等の基本事項を定めたところである。</p> <p>また、新制度導入に伴い新たに発生する地方の財政負担については、国に対して財源措置の要望を行ってきたところである。</p> <p>なお、地方公務員には労働契約法の適用がないが、本県では国や他県に先駆けて、非常勤職員の不妊治療休暇の導入や通勤手当の全員支給等、勤務条件、処遇改善等の見直しを実施してきたところである。</p>	<p>総務部（人事企画課）</p>
<p>1 3</p>	<p>各種選挙における</p> <p>投票率向上に向けた取り組みについて平成28(2016)年夏の参議院議員選挙より選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、若年層を中心に全年代の投票率向上に向けた取り組みを強化されたい。</p> <p>(参考)</p> <p>2019年4月7日投開票鳥取県知事選 18歳、19歳投票率 ○18歳:36.71% ○19歳:25.34% ○18・19歳合計31.02% ○全体:53.09% (2016年参議院選:18・19歳合計投票率39.52%) (2017年衆議院選:18・19歳合計投票率38.45%)</p> <p>(1) 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、1～3月上旬の間の任期満了に伴う地方選挙については、受験と重ならないよう前後の時期に執行する等、特別な法措置について知事会等で要望されたい。</p>	<p>受験勉強の時期と被らないように選挙期日を前後させることには次のような課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙期日を前倒しする場合、政治家の任期全体を通じた行政実績等に関して有権者が審判をくだすという選挙の機能を十分に果たせない。 選挙期日を後倒しする場合、本県は全国有数の県外大学進学率が高い都道府県であることを考慮すると、4月以降の選挙期日の設定は困難。(3月中に選挙期日を設定する場合、進学準備作業(引っ越し等)にも配慮が必要。) <p>なお、1月～3月上旬までに選挙が執行される可能性がある市町村は、次のとおりである。</p> <p>境港市議会選挙 前回選挙期日H30.2.4 若桜町長・町議選挙 前回選挙期日H30.2.11 琴浦町長・町議選挙 前回選挙期日H30.1.28 伯耆町長選挙 前回選挙期日H29.1.22 日野町長選挙 前回選挙期日H30.2.4</p>	<p>高校生の投票機会の保障の観点から、受験シーズンの選挙期日を動かすことについては、本県の高校生の県外進学率の高さなども考慮に入れて慎重に検討していく。</p> <p>また、高校生を対象にした投票の意義や重要性に関する選挙出前講座の実施や期日前投票所の充実などの投票環境の整備にも引き続き取り組む。</p>	<p>地域づくり推進部(選挙管理委員会)</p>
	<p>(2) 県選挙管理委員会は、引き続き共通投票所ならびに期日前投票所の設置を積極的に推進していただきたい。また、期日前投票所については、さらに有権者の生活行動(買い物や交通施設を利用した移動等)を踏まえた利便性が高く、頻りに人の往来が見込める施設(百貨店やスーパー等の大型商業施設内、駅舎内等)に設置し、投票しやすい環境を拡充されたい。</p>	<p>頻りに人の往来がある施設(スーパー等)への期日前投票所の設置については、県内では鳥取市・倉吉市だけであったが、7月の参議院選挙から新たに米子市に設置された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取市 イオンモール鳥取北店 倉吉市 パープルタウン 米子市 ホープタウン【新規】 <p>また、鳥取市では、7月の参議院選挙において、引き続き、鳥取大学、公立鳥取環境大学の構内に期日前投票所を設置されている。</p> <p>公職選挙法の改正により、選挙の当日、既存の投票区の投票所とは別に、市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる「共通投票所」を設置することが可能となった。共通投票所の設置には二重投票防止のための通信環境を整備することが必要なため、導入する自治体は全国的にも少ない状況である。(7月の参議院選挙では県内市町村に設置なし)</p>	<p>期日前投票所や共通投票所の設置は、投票環境の向上につながる取組みであり、研修会等を通じて、市町村選挙管理委員会に対して引き続き情報提供を行い、積極的に取り組んでいただくよう働きかけていく。</p>	<p>地域づくり推進部(選挙管理委員会)</p>
	<p>(3) 引き続き、民主的社会の形成者を育てていくために、学校における主権者教育を推進され、社会の一員として自立し、権利を行使することにより社会に積極的に関わろうとする主権者の育成をはかられたい。</p>	<p>学校における主権者教育は、教育機関と連携して取り組んでおり、選挙に関する知識や投票の意識等について選挙管理委員会事務局職員が学校に出向き授業(選挙出前講座)を行っている。</p> <p><選挙出前講座の実施状況> 30年度実施:29回(小2、高20、高専1、特別支援6) 29年度実施:33回(小1、高24、大学3、特別支援5) <啓発冊子「政治と選挙」の作成> 選挙啓発冊子「政治と選挙」を作成(10,000部)し、県内全高校(公立・私立)3年生全員に配付するとともに、選挙出前講座等で活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治・経済や地域社会への関心を高めるとともに、選挙の大切さを理解し、社会に参画する自覚をもった未来の主権者を育成することを目的として、主権者教育に取り組んでいる。具体的には、模擬選挙等の実践的な教育活動と併せて、総務省・文部科学省が作成した副教材の活用や「現代社会」又は「政治経済」の授業などで、選挙制度の仕組み等についての学習を行っている。また、グループ討議やディベート等を行い、生徒が自ら考え、意見をもち、表現していく学習にも取り組んでいる。 	<p>主権者教育の推進については、教育機関と連携して選挙出前授業に引き続き取り組んでいく。</p>	<p>地域づくり推進部(選挙管理委員会)</p> <p>教育委員会(高等学校課)</p>

			者教育の充実を図っていく。	
1 4	参議院選挙における合区解消に向けて 参議院選挙における合区については、都道府県という単位の政治的重要性に鑑み、参議院に地方の事情に精通した国民の代表としての活動など、二院制のもとでの独自の役割を果たすため、各都道府県代表が最低1人は選出できるよう、関係する法律や選挙制度を抜本的見直しについて、引き続き、国に働きかけられたい。	公職選挙法の改正により、比例代表の定数増及び一部拘束名簿式(特定枠)が導入された。これにより、政党の判断によるところもあるが、選挙区選挙の結果にかかわらず鳥取県から代表を参議院に送ることが可能となった。 しかしながら、鳥取県から選出された議員を確実に参議院に送るためには、合区を解消し、鳥取県選挙区を置くことが必要であり、抜本的な選挙制度の見直しが必要な状況には変化はない。	3年後の参議院選挙までには、憲法改正等も含め、投票価値の平等との調和を図った上で合区を抜本的に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう精力的に検討することを国に求めていく。	地域づくり推進部(市町村課)
1 5	教育の機会均等の保障、 教育環境施策の拡充について (1) 家庭の経済格差が教育機会の格差を生まないよう、就学前から高等教育まですべての教育に係る費用について公費負担を大幅に増額され、私費負担の軽減をはかられたい。特に、低所得家庭への就学支援や給付型奨学金を含む公的奨学金制度の更なる充実をはかられたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生等については、国において給付型奨学金制度の対象者が拡充されたり、授業料等減免制度が創設されたところである。 ・県では地元企業に就職した学生が借り入れた奨学金の返還を助成する制度「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」を設けている。 ・高校生等については、授業料に充てるための「高等学校等就学支援金」や授業料以外の費用に充てるための「高校生等奨学給付金」を給付している。 ・平成26年度から授業料無償制度が変更となったが、公立高等学校も国の就学支援金制度により、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が507,000円(年収約910万円)未満の世帯の者には授業料相当額が支給されることになり、実質不徴収のままである。 ・本年10月から予定されている国の幼児教育・保育無償化においては、3歳から5歳までの児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童が対象となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から低所得者世帯の学生を対象とした「高等教育の修学支援新制度」が実施され、支援額の増額や対象となる世帯が拡充されること等から、該当する者が必要な支援を受けられるよう引き続き福祉部局とも連携しながら制度周知を図っていききたい。 ・就学支援金については、今後も機会のある時に、現制度の拡充を国に求めていきたい。 	教育委員会 (高等学校課、人権教育課)
	(2) 30人以下学級をすべての学校・学年で実施されたい。その際、市町村負担を軽減されたい。また、国に対しても30人以下学級の実現に向けて標準法を改正するよう引き続き強く要請されたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度から小中学校では、市町村の選択と協力に基づき、これまで少人数学級を実施していなかった学年も35人以下学級とし、少人数学級を拡充した。 小学校1・2年、中学校1年の協力金を廃止し全額県負担としたことで、市町村の負担を増やすことなく実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の幼児教育・保育無償化により子育て支援の状況も大きく変化する時期であることから、新時代子育て支援のあり方検討会における有識者の意見を踏まえ、新たな経済的負担の軽減策について広く検討していく。 	子育て・人材局(子育て王国課)
	(3) 子どもたちに対して効果的な教育活動が行えるよう、中教審答申(2019.1.25)にもとづき、これまでの教職員の働き方を見直し長時間勤務の是正を図られると共に、長時間勤務を背景とする過労死や病気休職者が発生しないよう、すべての学校現場における労働安全衛生管理の徹底をはかられたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働安全衛生法等の施行を踏まえ、「過重労働による健康障がい防止のための保健指導等実施要領」を一部改正し、時間外勤務が月100時間以上の職員及び6ヶ月平均で80時間を超える職員については本人の希望の有無にかかわらず面接指導を行うなど、平成31年4月から面接指導の要件を拡大しているところである。 ・平成30年度に鳥取県教育委員会学校業務改善プランを策定し、教職員の時間外業務時間数に係る削減目標を掲げている。目標達成に向けた取組として、公立小・中・義務教育学校では業務の効率化を図るための学校業務支援システムを全市町村で一斉導入するとともに、教員の事務的業務を軽減するための教員業務アシスタントや、部活動を要因とする長時間勤務者の負担軽減等のための部活動指導員等の非常勤職員の配置を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記要領の改正の結果、第2四半期までと比較すると、今年度は面接指導の実施件数が昨年度の3～4倍に増加した。今後も要領に基づく適切な対応を徹底するとともに、関係課で連携し、時間外勤務そのものの縮減にも引き続き努めていく。 ・平成30年度に教職員の勤務時間の上限に関するガイドラインが文部科学省により策定され、令和2年度から運用開始となる。 平成30年度に鳥取県運動部・文化部活動の在り方に関する方針を策定したところであるが、中学校・高校の時間外業務の主たる要因である部活動の在り方について引き続き検討するとともに、教員業務アシスタントや部活動指導員等の非常勤職員配置の拡充に努める。 	教育委員会 (教育総務課、教育人材開発課)
	(4) 鳥取県のみならず全国的に教員が不足する中、鳥取県教員養成確保策として、鳥取県医師・看護師確保策同様の奨学金貸付制度を創設されたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等へ進学する者に対して、鳥取県育成奨学資金(大学等奨学資金)を貸与している。 貸与枠:240人 貸与額(月額):国公立4.5万円、私立5.4万円 ・2020年度県公立学校教員採用候補者選考試験では、受験資格の年齢制限の撤廃や初めて関西会場を設置するなどの見直しにより、志願倍率は昨年より1.8ポイント高い5.7倍となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の確保に向けて、採用試験内容の見直しや、働き方改革を一層推進していく。 また、現時点では新たな奨学金貸付制度の創設は考えていない。引き続き鳥取県育英奨学資金により大学等での修学を支援していきたい。 	教育委員会 (人権教育課)
	(5) 「学校、家庭及び地域が連携し、社会全体で子どもを育てる」学校5日制の意義をふまえ、次期学習指導要領による「土曜授業」ではなく、地域人材の活用による放課後や土曜日、長期休業中の小学生や中学生等を対象とした学習支援を目的とした環境の整備、充実を図られたい。そのため、県が率先して県内各自治体・関係諸機関と連携して条件整備を進められたい。	<ul style="list-style-type: none"> 【放課後子供教室】11市町村54教室 子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後や週末、長期休業中に小学校の余裕教室、公民館等を活用し、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動、様々な体験活動等の取組を実施している。 【地域未来塾】10市町村 大学生や教員OBなど地域住民の協力による「地域未来塾」を開設する市町村に対して助成し、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習が遅れがちな中学生等の学習環境を整備・保障している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子供教室や地域未来塾等の学習支援を目的とした環境の整備や居場所づくりを推進するため、福祉部局が実施している放課後児童クラブとの一体的な取り組みやこども食堂等の事業との連携を含め、市町村へ働きかけていく。 	教育委員会 (小中学校課)

	(6) 義務教育について教育諸条件を充実し、自治体間・地域間によって格差が生じることのないよう、国に対し、義務教育費国庫負担制度の負担率を2分の1に復元するよう引き続き強く要請されたい。	・義務教育費国庫負担金の国庫負担割合については、平成17年11月の三位一体の改革に関する政府・与党合意により、義務教育制度の根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する方針のもと、2分の1から3分の1に引き下げられ、地方負担の増となる財源については、所得税から個人住民税へ税源移譲されている。	・これまでの経緯から義務教育費国庫負担金の国庫負担割合を2分の1に復元することは困難であるが、地域の実情に応じた義務教育に係る教職員定数の充実については引き続き国へ要望していく。	教育委員会 (教育人材開発課)
16	私立高等学校の振興と教育環境の整備、生徒・保護者の負担軽減について (1) 学校経営の安定と教育環境の充実を図るため、引き続き私学助成の維持・拡充を図っていただくこと。	・私立中学校、高等学校への経常費補助に関しては、本県は生徒1人当たり単価で全国一の補助金額を助成している。	・今後も私学助成について引き続き充実を図っていく。	子育て・人財局(総合教育推進課)
	(2) 保護者負担軽減を図るため、授業料等の減免措置や給付型奨学金について拡充を図っていただくこと。	・私立高等学校等就学支援金は、平成26年度の国の制度改正により制度が拡充され保護者の負担が軽減された。 ・また、平成22年度より本県独自の私立中学校就学支援金制度を実施しており、平成29年度には私立高等学校と同額の支援となるよう制度を拡充した。 ・加えて、私立中学校への生徒授業料減免補助金においても、平成29年度より私立高等学校と同様に施設設備費も助成の対象に加えた。 ・なお、令和2年度から、国において、私立高等学校等に通う低所得者世帯の高校生に係る就学支援金の上限額が引き上げられる予定。(詳細未定)	・国において令和2年度から私立高等学校等に通う生徒の就学支援金の上限額の引き上げなどの制度改正が予定されており、その動向を注視しながら対応していく。	子育て・人財局(総合教育推進課)
	(3) 校舎・体育館等の教育施設の増改築や補修について、引き続き助成を拡充していただくこと。	・県内私立高校について昨年度末で文部科学省の耐震改修調査基準100%を達成した。(校舎が町からの借り受けで調査報告対象外の湯梨浜学園を除く。湯梨浜学園は、本年度、耐震改修実施中。) ・昨年度、私立学校等の教育環境の整備を促進するため、鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の失効期限(H31.3.31)を廃止した。また、国に対し、平成31年度以降も国庫補助を延長するとともに十分な予算を確保し、補助率を引き上げ実情に沿った補助単価とするなど耐震化補助事業の充実・改善を図るよう要望を行った。 ・昨年6月の大阪北部地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受け、安全対策が必要な高等学校及び専修学校に対しブロック塀の改修等にかかる費用の一部を助成する制度を国に準じて創設した。(H30年度限り。補助率1/3。鳥取敬愛高校、倉吉北高校、鳥取看護高等専修学校及びあすなろ高等専修学校が事業活用。)	・引き続き、県内私立高等学校の教育環境の向上等を図るため、必要な助成を行っていく。	子育て・人財局(総合教育推進課)
	(4) ICTを活用した教育環境整備について、タブレットやプロジェクター等導入の助成を拡充していただくこと。	・私立学校に対しては、アクティブ・ラーニングを実践するために必要なタブレットやプロジェクター等のICT機器備品の整備に対する補助(補助率3/4)を行っている。	・今後も、国の動向を注視しながら、公立学校に比べて私立学校がICTの活用において大きく立ち後れることのないよう、引き続き支援していく。	子育て・人財局(総合教育推進課)
	(5) 就学支援金制度にかかわる事務負担の軽減について、引き続き充実を図っていただくこと。	・私立高校における就学支援金の支給事務については、事務費交付金を活用して、当該事務に従事する職員の賃金や手当を支援することにより、負担の軽減が図られている。 ・国においては、今年度から当該事務に係りマイナンバーを利用した事務処理システムが導入され、各都道府県でも利用が始まっている。 ・本県においても、来年度当初の国システム導入に向けて教育委員会とともに準備を進めている。	・既にマイナンバーを利用した事務処理システムを導入済みの他県の状況も踏まえながら、各私立学校の事務負担の軽減を念頭に置き、システム導入を進めていく。	子育て・人財局(総合教育推進課)
17	免許返納者に対する支援について 高齢ドライバーによる重大な交通事故は後を絶たず、75歳以上のドライバーが「第一当事者」となった悲惨な死傷事故が年々増加している。鳥取県内では公共交通空白地が多く市外地や過疎地に暮らす高齢者にとっては移動手段を失う事となり、免許返納へ踏み切れない高齢者が多く見受けられる。現在、県・市町村・事業者の補助制度が実施されているが、今以上の移動手段の確保、助成の拡充に向け取り組まされたい。 あわせて、代替移動手段の確保にあたっては、経済効率のみを優先せず、安全・安心を担保した事業者を最優先に選考されたい。	(1) 高齢者(65歳以上)の運転免許証返納者の数は、平成30年2,063人で5年前の平成25年の644人と比較するとかなり増加し、今後の高齢化社会からこの傾向は続くと推察される。 (2) 現在、運転免許証返納者に対する公共交通機関の支援制度は、次のとおり。 ・4市8町において、バス定期券やタクシー乗車券の格安販売、バスの回数券やタクシー利用券等を交付。 ・県タクシー・ハイヤー協会に加盟している事業者が、運賃1割引を実施。 ・鉄道会社において、若桜鉄道は若桜駅から郡家駅間の運賃5割引、智頭急行は智頭駅から上郡駅間の5割引回数乗車券の販売を実施。 ・バス事業者において、日ノ丸自動車が定期券購入時に1割引を実施。	現在、運転免許証の自主返納に対する公共交通機関の割引については、一部の鉄道、バス、タクシーにおいて実施されており、各市町村においてもバスやタクシーの利用者に対する独自の補助制度を構築されている。 また、県では、運転免許証返納者に限らず移動手段を持たない人のために公共交通機関の維持・存続のため国、市町村と一緒に運行赤字及び車両購入費に対する補助を実施しているところ。 公共交通は、移動が困難な高齢者、児童生徒にとって重要な移動手段であり、各地域では路線バスに限らず、デマンドバス、乗合タクシーなど地域の実情に応じた移動手段を実施されている。 県では、今までバス中心であった県補助制度のあり方やニーズに対応した新たな交通体系の構築など地域にフィードバックできる仕組みを検討し、来年度からのバス、タクシー、共助交通を組み合わせた新たな交通体系を構築することとしており、地域の実情・ニーズに応じた多様な生活交通手段を確保していく。	地域づくり推進部(地域交通政策課)
18	いわゆる買い物困難者等、交通弱者の救済に向けた取り組みについて	公共交通は、路線バスに限らず、デマンドバス、乗合タクシーなど地域の実情に応じた移動手段が提供されてい	公共交通は、移動が困難な高齢者、児童生徒にとって重要な移動手段であり、各地	地域づくり推進部(地

	<p>誰もが「買い物」ができ、「医療・介護」・「各種行政サービス」等を受けられるよう、地域の実情を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を引き続き講じられたい。</p>	<p>るところです。 また、日本財団と連携して、住民の共助による高齢者等の移動支援の取組を県内3地区で進めており、併せて、セミナーの開催等により県内他地区への取組拡大及び担い手の育成を図っています。 さらに、買い物困難者の解消に向けて、「中山間地域買物支援事業」及び「まちなか暮らし総合支援事業」により、空き店舗を改修した小売りや移動販売車両の導入及び初期の運営費等への支援を行っています。(平成30年度実績：計8事業者)</p>	<p>域では路線バスに限らず、デマンドバス、乗合タクシーなど地域の実情に応じた移動手段を実施されている。 県では、今までバス中心であった県補助制度のあり方やニーズに対応した新たな交通体系の構築など地域にフィードバックできる仕組みを検討し、来年度からのバス、タクシー、共助交通を組み合わせた新たな交通体系を構築することとしており、地域の実情・ニーズに応じた多様な生活交通手段を確保していく。 併せて、関係市町と連携しながら、移動販売を行う事業者等に対して、実態に即した支援を引き続き行っていく。 なお、高齢者等の暮らしの安心安全を守るため、買い物支援の取組と併せて、独居高齢者等の要支援者の日常的な見守りを行う移動販売事業者に対して、買い物福祉サービス支援事業により、年限の無い継続的な支援を行っているところであり、引き続き、現行の補助率により支援を行っていくこととしている。</p>	<p>域交通政策課、中山間地域政策課)</p>
		<p>・商業施設の開設・運営については、企業自立サポート融資により資金繰りを支援している。 ＜H30年度実績（県全体）＞1,155件・約155億円 そのうち商業施設の開設に利用できる「創業支援資金」は借入後3年間の利子相当額を補助し、創業初期の費用負担を低減している。</p>	<p>・商業施設の開設・運営に係る資金繰りにについては、市町村・金融機関・県内商工団体と連携して引き続き支援していく。</p>	<p>商工労働部（企業支援課）</p>
<p>19</p>	<p>「鉄道軌道整備法」の適用要件及び適用対象緩和について 自然環境の変化による豪雨災害や地震災害等で、鉄道が寸断される事象が各地で起きている。災害復旧については「鉄道軌道整備法」の適用要件・適用対象の一部見直しを図られてきたがまだまだ十分なものとなっていない。今後発生しうる自然災害を想定し、さらなる適用要件・対象の緩和や政府補助率を増率し、街づくりと合わせた鉄道の復旧や再発防止のための機能強化など原形復旧を超える整備に対しても助成対象とすることを国に求め、地方自治体や鉄道事業者の負担を軽減させるため、県として「鉄道軌道整備法」の適用要件及び適用対象緩和に向け、国に対し強く要望されたい。</p>	<p>被災した鉄道への支援制度は、補助の対象が赤字の鉄道事業者に限られており、黒字の鉄道事業者の赤字路線が被災した場合の支援制度がないことから復旧が進まないという課題があったことから、平成30年8月1日に被災した鉄道の復旧に要する費用の一部を助成する補助制度を規定した「鉄道軌道整備法」が改正されました。 改正の概要は、改正前は赤字事業者の赤字路線が補助対象であったが、改正後は黒字事業者の赤字路線についても補助の対象とすることとなり、被災した鉄道の早期復旧が図られることとなった。 【黒字会社の赤字路線が補助対象となる要件】 ・激甚災害その他これに準ずる特に大規模な災害 ・復旧費用が路線の年間収入以上 ・対象路線が3年間赤字であること ・長期的な運行の確保に関する計画を策定すること ・補助率 国：地方・鉄道事業者＝1/4：1/4：1/2 ※補助率は、災害を受けた鉄道の地域の交通手段の状況、事業構造の変更による経営改善の見通しその他の事情を勘案して、国土交通大臣が特に必要と認める場合には、1/3以内に引き上げることが可能。 ・この改正後の補助制度を利用したのはJR東日本只見線（福島県）の1事案。</p>	<p>昨年7月豪雨の際に中国地方知事会において、国に対して早期復旧を図るため必要な復旧事業を鉄道災害復旧事業費補助金の対象とするよう要望し、鉄道災害への早期復旧に対する法令改正が昨年8月1日に施行されたところでもあり、支社管内の災害復旧の実情についてJR米子支社と意見交換をしてみたいと考えている。</p>	<p>地域づくり推進部（地域交通政策課）</p>
<p>20</p>	<p>鉄道用地外からの土砂流入などの防災・減災対策について 鉄道用地外からの土砂流入などによる被災が度々発生しており、鉄道事業者による鉄道復旧だけでは単なる弥縫策にかなり得ていない。 交通インフラは国民生活に必要不可欠であり、災害が起きて被害を軽減するための対策強化が必要となる。そのためには、国、地方自治体、地域住民、事業者が連携して事前点検や抜本的な治山・治水事業とあわせた一体的な予防保全体制の構築のため、国の財政支援で、地方自治体が責任を持って施策を実施することが重要であることから、県としての防災・減災対策の進め方を示されたい。</p>	<p>予防保全的な砂防並びに治山事業については、土石流やがけ崩れ等の土砂災害から生命・財産を守ることを目的に実施している。 土砂災害危険箇所における整備率が30%にも達していない現状においては、人家のある区域を優先して事業化せざるを得ず、鉄道のみを保全するための事業化は困難である。</p>	<p>今後も、人家のある区域から優先的に事業化していくこととなるが、事業化した箇所には鉄道が近接している場合は、鉄道の保全も含めた対策を講じる。 また、土砂流入などの自然災害により鉄道や道路、人家等が被災した場合は災害関連事業など通常事業以外の手法による対応も検討していく。</p>	<p>県土整備部（治山砂防課）</p>
<p>21</p>	<p>緊急災害時における復旧への取り組みについて 緊急災害時に、道路法では災害復旧のために必要に迫られた場合には、近くの土地の利用や周辺住民の力を借りることができる規定がある。鉄道にはそのような規定はないが、鉄道に対しても道路法のような緊急対応が可能な制度が必要なことから、県独自で災害時には、道路法に準ずる条例を制定されたい。</p>	<p>道路法では、各道路の道路管理者が非常災害のためにやむを得ない必要がある場合、災害の現場において必要な土地を一時使用したり、土石、竹木等を使用、収用、処分が可能、また、災害の現場に在る者、又はその付近に居住する者を防ぎよに従事させることができる旨を規定している。 鉄道事業法に同様の趣旨の条文は規定されておらず、鉄道の災害復旧工事を行うに当たって鉄道用地外の土地の一時使用などが必要となる場合もあるが、私権の存在により立ち入りを制限されるなどして復旧が遅れる可能性がある。 現在、国において、災害復旧工事を行うに当たって鉄道</p>	<p>鉄道の管理は、民間事業者であるJR等が行っているものであり、原則として民間事業者が土地所有者等と調整を行いながら復旧工事を行うべきものと考えているが、昨年7月豪雨等の災害の際にもJRと地方自治体等が連携して復旧にあたるなどの対応をしていく。今後、災害復旧に伴う鉄道事業者の緊急対応について道路法に準じた法的な仕組みを検討するよう国に働きかけていきたいと思う。</p>	<p>地域づくり推進部（地域交通政策課）</p>

		用地外の土地の一時使用などが必要となる場合もあり、鉄道の早期復旧のため鉄道用地外の土地の一時使用が可能となる制度を検討されているところです。		
2 2	<p>中部地区の医療体制の充実について</p> <p>鳥取県立厚生病院の医療体制の充実については、以前より鳥取大学との連携により体制整備が行われているが、中部圏域においては分娩が出来る医療機関が2施設。小児科の入院施設が1施設など脆弱な周産期医療の現状にある。子どもを安心して産み育てられる医療体制の充実をはかられたい。</p>	<p>現在、県中部においては、分娩を取り扱う医療機関は県立厚生病院と打吹公園クリニックのみであり、小児科の入院施設も県立厚生病院のみである。平成24年度には、中部総合事務所福祉保健局が事務局となり、医師会、看護協会、鳥大医学部、県立厚生病院等が集まって「中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討委員会」を3回開催し、中部地区の周産期医療の現状・課題を踏まえて対応策をとりまとめた。</p>	<p>平成24年度の検討委員会での協議を踏まえ、次のとおり対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打吹公園クリニックの助産師のオンコール手当（待機のみで終わった場合に支払われる手当）への助成 ・鳥大病院から県立厚生病院への小児科医の派遣 ・鳥大医学部の産科・小児科への入局を促すための奨学金制度の変更等 <p>また、厚生病院産科医の処遇改善のため、分娩手当の支給を平成27年度から始めている。</p> <p>さらに、周産期医療情報ネットワークシステム（産科医療機関で患者情報を共有し、ハイリスク分娩患者を円滑に周産期母子医療センター等へ搬送することで産科医の負担軽減を図ることを目的としたシステム）を改修して、産科医療機関がより扱い易いシステムとなるよう努めているとともに、県内の全ての産科医療機関が参加するよう説明会等を通じて働きかけている。</p> <p>なお、平成29年度から運航を開始した鳥取県ドクターヘリの活用により、迅速な患者搬送が行える体制も整えている。</p> <p>今後もこれらの対応を継続するとともに、鳥大医学部に中部地区の産科医への派遣を引き続きお願いする。また、地域医療介護総合確保基金等を活用して、産科医、小児科医の一層の処遇改善等を支援し、周産期医療体制の強化を図っていききたい。</p> <p>また、平成28年度から「#8000」（とっとり子ども救急ダイヤル）の運用時間帯を深夜・早朝にまで拡大し、小児科医の負担軽減を図っている。</p>	福祉保健部 (医療政策課)
2 3	<p>看護職員離職防止について</p> <p>全国的に、不足している看護職員は、養成数増加、再就業支援の取り組みも重要であるが、慢性的な看護師不足の下で離職防止・定着促進の取り組みは極めて重要である。</p> <p>全国平均での看護師離職率は新人看護師が7.8%常勤看護師は10.9%、鳥取県では全国平均より下回るものの慢性的な不足が続き、病床の稼働が維持できていない状態もみられる。</p> <p>県民、地域医療の医療サービスを維持していくためにも、看護職が安心して働き続けられる環境づくりをサポートすることで離職防止・定着促進につなげ、県内の医療機関へ波及させていく必要があるがと考えるが、県の施策について示されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の県内養成数の増加、修学資金貸付制度、再就業支援等により、県内就業者数は年々増加している。 2010年8,521名 2014年9,186名 2018年9,954名 ・県内病院看護職員の離職率は新人が4.8%、常勤職員が6.9%と全国平均より低くなっている。 ・病院看護職員の不足数については、2017年の189名から、2018年は158名と減少傾向だが、産休育休への対応や夜勤負担などにより、現場の不足感は続いている。 ・看護職員等医療従事者が安心して働き続けられる環境づくりを支援するため、平成27年4月1日に県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行っている。 	<p>引き続き、以下の取組み等を推進し、離職防止・定着促進を図る。</p> <p>特に、県医療勤務環境改善支援センターにおいて、看護職員を含めた医療従事者の働き方改革を進めるためにモデル事業の実施と優良事例の横展開を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療勤務環境改善支援センター事業 ・医師等環境改善事業（看護師事務作業代行職員人件費等補助） ・病院内保育所運営費補助事業 ・医師・看護職員等の仕事と育児の両立応援事業（保育サービス利用料補助） ・新人看護職員研修事業 ・助産師資質向上支援事業 ・訪問看護師確保支援事業（研修参加支援、待機手当支援等） ・訪問看護支援センター事業（人材育成、経営支援、普及活動） ・ナースセンター事業（再就業相談、研修、施設紹介等） 	福祉保健部 (医療政策課)
2 4	<p>米の直接支払交付金廃止に 対する対応について</p> <p>米の直接支払交付金制度は、2018年度（平成30年）をもって廃止となった。この対策として米のブランド化を活用した販売戦略の構築に加え、「水田フル活用交付金制度」を利用した麦・大豆や飼料用米の生産拡大を行うことが必要となる。</p> <p>「水田フル活用交付金制度」の仕組みも含め、米農家に対する直接支払交付金制度が、法制化等、長期的に継続されるよう国に対して働きかけを行われたい。</p> <p>また、米については消費量の減少が続いていることから、比較的収益性の高い野菜等への転作も必要であると思われる。ついては野菜等への転作に係る推進や支援対策を充実されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主食用米の需要に応じた生産に対する「米の直接支払交付金」は、民主党政権時代の平成22年度に「戸別所得補償制度（15,000円/10a）」として始まり、現政権へ交代後は、平成29年度限りの時限措置として7,500円/10aに減額して交付され、平成30年度に廃止された。 ・平成30年産以降の米政策については、行政による生産数量目標の配分は廃止され、生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて生産・販売を行っているところ。 ・また、飼料用米、麦、大豆等を対象とした「水田活用の直接支払交付金」の本県への交付額は20億円(H30)であり、全国規模の予算額は3,059億円(H30)から3,215億円(R1)増額されたところ。 ・また、水田の担い手の経営安定を対象とした「諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）」と「農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）」は「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」に位置づけられており、「水田活用の直接支払交付金」についても、令和元年参議院選挙の自由民主党の公約に予算の恒久的な確保について示されたところ。 ・収益性の高い野菜等の推進では、白ねぎ・ブロッコリー・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、「食料・農業・農村基本計画」(H27.3月)に平成37年を目標に水田のフル活用を掲げ、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図るため「水田活用の直接支払交付金」を活用していく旨を明記した。 ・本県では、今後も、引き続き現行の支援水準が継続されるよう本年8月に国に要望したところ。 ・収益性の高い野菜等についても、引き続き支援を実施して参りたい。 	農林水産部 (生産振興課)

		<p>アスパラガスの主要3品目については、「産地パワーアップ事業」を活用して、他の品目についても「園芸産地活力増進事業」を活用するとともに、「産地交付金」を活用し支援を行っている。</p>		
25	<p>鳥取県ブランド米の生産・販売強化対策について</p> <p>コメ直接支払い交付金の廃止に関連し、農家の経営を安定させるためには、県内で生産されたコメを高く販売することが必要となる。現在、「きぬむすめ」が県内トップブランドとして位置付けられ、生産及び販売拡大対策が行われている。また昨年「星空舞」が発表され、新たなブランドとして期待が高まっている。ついては、鳥取県産米の販売及び生産拡大を目的としたイベント等を開催し、鳥取県産米のアピールを内外に発信されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従来、本県では「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」の早生品種が中心作付であり、収穫から乾燥調製にかけての作業が短期間に集中していたため、中生品種の作付が望まれていた。 中生品種である「きぬむすめ」は、平成20年に県の奨励品種に採用されて以降、穀物検定協会による特A評価を5度受ける等、生産者だけでなく、市場からの好評価により、平成30年に3,586hまで作付が伸びたところ。 平成30年には、「コシヒカリ」と「きぬむすめ」の中間熟期となる本県育成品種「星空舞」を奨励品種に採用し、本格デビューを向かえる令和元年5月に「星空舞ブランド推進協議会」を設立したところ。 	<ul style="list-style-type: none"> 「星空舞ブランド化推進協議会」が中心となり、JAグループと生産者、県が一丸となって、生産対策に取り組むこととし、現地実証ほの設置、米づくり研修会の開催等を行う。 また、県内外でPRイベントを実施し、「星空舞」のブランド化、認知度向上を図るとともに、本県産米の振興を図る。 	農林水産部 (生産振興課)
26	<p>鳥取県産農林水産業の活力強化及び技術向上について</p> <p>現在鳥取県では、将来に向けた農林水産業の活力アップを図るため、「鳥取県農業生産1000億円達成プラン」、「鳥取森と緑の産業ビジョン」、「浜の活力増進プラン」が策定され取り組みが進められている。目標達成のためには、更なる技術向上が必要であることから、県内に設置されている試験場と関係団体との協力体制を拡充し、関連技術の革新をはかられたい。</p> <p>また農業・漁業・林業が互いに連携することで相乗効果も期待できることから、従事者や関係団体の連携に対する推進や支援を行われたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 試験場においては、本県農林水産業の活力を維持し高めていくため、関係機関や生産現場の意見を聞き、大学、農林水産業団体で構成される「鳥取県農林水産業産学官技術会議」での議論を経て、研究課題を設定し、新品種の育成や技術開発、産地の課題解決に必要な試験研究に取り組んでいる。 新品種育成：星空舞、プリンセスかおり（稲）、鳥鱗1号（ユリ） 新技術開発：早生広葉樹の育苗・栽植技術、コンパクトで低コストな脱臭装置開発、イワガキ資源回復技術 鳥取県中部地区の農林漁業組織4団体（鳥取中央農業協同組合、鳥取県中部森林組合、大山乳業農業協同組合、赤碕漁業協同組合）が連携強化を図る「とっとり中部発！森と大地と海のスクラム協定」が、人材の確保・活用や次世代への教育活動など地域活性化と地域貢献を図ることを目的に、農林水産業で締結するスクラム協定としては全国で初めて平成30年3月27日に締結された。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「鳥取県農林水産業産学官技術会議」を開催し、現場のニーズや身近な課題解決に向けた試験研究の取り組みを進めていく。 また、農業・林業・漁業の連携については、これまでも農林水産関連イベントで共同開催するなど交流を図っており、今後も取り組めるものから推進してまいりたい。 	農林水産部 (とっとり農業戦略課、林政企画課、水産課)
27	<p>鳥獣による農作物被害対策の強化について</p> <p>鳥獣による農作物への被害額は、年間で6千万円～9千万円で推移している。特にイノシシについては市街地でも発見されることが多くなり、農作物だけでなく地域住民に対して様々な被害が発生している。原因である中山間地域の過疎化は今後も拡大すると見込まれており、被害の拡大が懸念される。</p> <p>ついては、現在鳥取県が行っている対策の拡充をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の野生鳥獣による農作物等への被害額は、イノシシによる稲の被害を中心に81百万円と前年度に比べ18百万円増加した。今後とも一層、イノシシ、シカ等の被害防止に向けた活動を進めていく必要がある。 侵入を防ぐ対策（侵入防止柵の導入等）、個体数を減らす対策（捕獲奨励金等）、周辺環境整備対策（緩衝帯の整備等）を柱に支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も被害防止技術の実証・普及、人材育成、鳥獣被害情報の収集・提供等を進め、現場に密着した鳥獣被害対策の充実を図っていききたい。 	農林水産部 (鳥獣対策センター)
28	<p>食育の取り組み強化について</p> <p>鳥取県の食育については、2018年に「食のみやことっとり～食育プラン～（第3次）」が策定され、取り組みが進められている。この取り組みを通じて、県民全体が食や食料に対する知識や判断力を身に着けるために、第3次計画の方針や考え方を県内の学校はもちろんのこと、県内企業に対しても幅広く周知する施策を講じられたい。</p> <p>また、インターネットやSNSを通じて、伝統食や伝統野菜等の復活やレシピ等の紹介を進めるとともに、地域の農畜産物を利用した学校給食の拡充を各方面に働きかけ、地産地消を推進する取り組みを進めて頂きたい。</p>	<p>計画に定めている食や食料に対する知識の普及については、希望のあった地域や企業に対して出前講座等を行うとともに、食生活改善推進連絡協議会などの食育推進関係団体や県内市町村とも連携し、研修会や各種イベントの場等で周知を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の農畜産物を利用した「とっとり県民の日」や「学校給食週間」における取組状況やレシピについて、県ホームページにおいて紹介している。 栄養教諭等を対象に「地場産物を活用した調理講習会」を開催し、学校給食における地域の農畜産物の使用拡充を図っている。 「県産品利用（地産地消）推進会議」において「食のみやことっとり～食育プラン（第3次）～」について共通理解し、地産地消率の向上や連携の充実を図るため、学校給食関係者、農林水産関係機関、関係課で情報交換を行っている。 学校における食育を通して、食べ物の大切さや生産者への感謝の心を育てている。 伝統料理については、県ホームページやSNSを活用してレシピやエピソードを広く紹介している。 	<p>今後も、出前講座、研修会、イベント等の場を活用して、引き続き周知を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食における地産地消推進のための会議や講習会等を継続的に開催し、体制の整備や連携の充実を図る。 引き続き学校における食育を推進していく。 	福祉保健部 (健康政策課) 教育委員会 (体育保健課)
29	<p>悪質クレーム（迷惑行為）対策の強化について</p> <p>様々なサービスを提供する上で消費者からの苦情については真摯に受け止め対応する必要があるものの、人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束や土下座による謝罪</p>	<p>消費者には商品やサービスの購入において不都合があったときは交換や取り消しを求める権利が認められているため、お互いの立場を尊重できるような自立した消費者の育成が重要である。</p> <p>悪質なクレームは決して許されるものではなく、消費者は、冷静に自らの要求を伝える必要がある。</p> <p>本県では「鳥取県消費者教育推進計画」により、幼児期</p>	<p>消費者教育公開講座など各種講座において、悪質クレームの具体例を盛り込むなど、消費者が自ら進んで消費生活に関する知識を習得し、適切な行動がとれるよう、国の施策・動向を踏まえながら消費者教育と普及啓発の充実を図っていく。</p>	生活環境部 (消費生活センター)

	<p>の要求、威嚇・居座り等、明らかに一般常識を超えた悪質クレーム（迷惑行為）が深刻な社会問題となっている。「サービス等を提供する側と受ける側が共に尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（迷惑行為）の抑止・撲滅を推進することをお願いし、倫理的な消費行動をうながすための啓発活動や消費者教育プログラムを強化されたい。</p>	<p>から高齢期までの各段階に応じた消費者教育を実施し新聞、SNS等による普及啓発を展開している。</p> <p>〔事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民向け消費者教育公開講座 ・高等教育機関と連携した「くらしの経済・法律講座」 ・「社会の扉」全高校への配布 など <p><参考></p> <p>「消費者行動に関する実態調査」(H29：日本労働組合総合連合会)について</p> <p>〔結果概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接客業務従事者の半数以上が、迷惑行為を「受けたことがある」 ・一般消費者の約6割が接客業務従事者への迷惑行為を見聞きした経験がある。 ・勤務先で「迷惑行為に関するマニュアル作成や教育を行っていない」約6割 ・消費者の迷惑行為をなくすために必要なことは、「消費者への啓発活動」が1位となっている。 		
30	<p>災害発生時、避難の迅速化について</p> <p>近年、自然災害が多発している。昨年の広島県の災害をみても避難指示が出て実際に避難した住民は全体の数%である。</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））が、2019年3月に改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなった。</p> <p>鳥取県においても、平時から地域における「顔の見える関係」を構築し、災害時の助け合いにつなげるとともに、災害が発生することが予想される場合、県民が、速やかに命を守るための最善の行動をとる防災対策を講じられたい。</p>	<p>○避難情報を含む防災・気象情報の意味合いやとるべき行動について、住民が正しく理解していないことや、理解しているとしても正常性バイアス等による思い込みにより避難行動が取られていないことは、かねてから全国的に問題視されている。</p> <p>○本県でも7月9日のゲリラ豪雨の際、江府町で避難勧告が発出されたが、公設避難所への立ち退き避難者はゼロであった。（経緯や課題については、8月2日市町村とともに検証を行い結果を共有した）</p> <p>○内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」で新たに取り入れられた数字による警戒レベルを用いた情報発信は、現在の危険性や取るべき行動について、より直感的に理解できる効果を見込まれているもの。本年6月から導入され、まだ住民の理解が十分に進んでいない過渡期ともいえる。</p>	<p>○引き続き、県民一人ひとりが災害を「わがこと」として捉え、誰ひとり逃げ遅れることがないように、市町村や関係機関、住民と連携しながら、不断の取り組みを続ける。</p>	<p>危機管理局 （危機管理政策課）</p>